

# 第5回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年5月21日（金）午前9時30分

会場 更別村 社会福祉センター大ホール

## 議案の提出について

- 報告第14号 新町建設計画小委員会の報告について
- 認定第1号 平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について
- 協議第9号 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第11号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第12号 電算システムの取扱いについて
- 協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年5月21日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

新町建設計画小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第4回新町建設計画小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年4月16日(金曜日)

午前10時開会 午後2時18分閉会

開催場所 幕別町百年記念ホール 講堂

(2) 出席委員数 18名中 16名出席

(3) 会議内容

3町村の住民組織及び新町建設計画小委員会の意見集約について  
新町将来構想の方向性として、3町村の住民組織及び新町建設計画小委員会  
においての意見集約を確認し、了承した。

新町将来構想案(前段)について

新町将来構想案の前段部分である第1章から第3章について、協議を行  
い、原案のとおり了承した。

将来像・基本目標に係る方向性について

将来像・基本目標に係る方向性について、分野別に意見交換を行った。

2 第5回新町建設計画小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年5月10日(月曜日)

午後1時30分開会 午後3時40分閉会

開催場所 忠類村コミュニティセンター 大ホール

(2) 出席委員数 18名中 17名出席

(3) 会議内容

分野別意見・提言集約について

第4回新町建設計画小委員会の分野別意見交換において、将来像・基本  
目標に係る方向性についての意見集約を確認し、了承した。

新町将来構想案(後段)について

新町将来構想案の後段部分である第4章から第5章について、協議を行  
った。修正意見を踏まえ、次回の新町建設計画小委員会において継続審議  
とした。

新町建設計画における主要施策について

新町建設計画における主要施策について、分野別に意見交換を行った。

認定第1号

平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算の認定について

(歳入)

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額					調定額	収入済額	収入未済額	備 考
	当初予算額	補正予算額	計	節					
				区分	金額				
1 負担金	11,703,000	-3,923,000	7,780,000			7,780,000	7,780,000	0	
1 負担金	11,703,000	-3,923,000	7,780,000			7,780,000	7,780,000	0	
1 負担金	11,703,000	-3,923,000	7,780,000			7,780,000	7,780,000	0	
1 負担金				1 負担金	7,780,000	7,780,000	7,780,000	0	幕別町:2,761,000 更別村:2,516,000 忠類村:2,503,000
2 補助金	3,300,000	-100,000	3,200,000			3,200,000	3,200,000	0	
1 補助金	3,300,000	-100,000	3,200,000			3,200,000	3,200,000	0	
1 補助金	3,300,000	-100,000	3,200,000			3,200,000	3,200,000	0	
1 補助金				1 道補助金	3,200,000	3,200,000	3,200,000	0	地域政策補助金
3 諸収入	1,000	0	1,000			16	16	0	
1 諸収入	1,000	0	1,000			16	16	0	
1 諸収入	1,000	0	1,000			16	16	0	
1 諸収入				1 預金利子	1,000	16	16	0	預金利子
計	15,004,000	-4,023,000	10,981,000			10,980,016	10,980,016	0	

(歳出)

(単位：円)

款 項 目	予 算 現 額				節		支出済額	不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	計	区分	金額				
1 総務費	5,227,000	-1,172,000	0	4,055,000			3,131,241	923,759		
1 総務管理費	5,227,000	-1,172,000	0	4,055,000			3,131,241	923,759		
1 事務局費	5,227,000	-1,172,000	0	4,055,000			3,131,241	923,759		
					9 旅費	798,000	796,596	1,404	普通旅費 日額旅費	467,696 328,900
					11 需用費	190,000	169,457	20,543	消耗品費 印刷製本費 公用車燃料代	121,550 42,000 5,907
					12 役務費	82,000	81,963	37	通信運搬料 振込手数料	72,303 9,660
					14 使用料及び 賃借料	520,000	519,468	532	(1.1.1負担金から161,000円) コピー機リース料	519,468
					18 備品購入費	137,000	120,677	16,323	キャビネット等	120,677
					19 負担金	2,328,000	1,443,080	884,920	(1.1.1使用料及び賃借料へ 161,000円) 時間外勤務手当 臨時職員賃金等	977,313 465,767

款 項 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	備 考		
	当初予算額	補正予算額	予備費支出及 び流用増減	計				節	
								区分	金額
2 事業費	9,477,000	-2,851,000	0	6,626,000			6,593,395	32,605	
1 事業推進費	9,477,000	-2,851,000	0	6,626,000			6,593,395	32,605	
1 会議運営費	5,846,000	-2,175,000	0	3,671,000			3,662,731	8,269	
					1 報酬	378,000	371,000	7,000	委員報酬 371,000
					9 旅費	2,855,000	2,854,870	130	(2.1.1役務費へ 3,000円) 費用弁償 9,120 日当 98,750 道外研修 2,747,000
					11 需用費	325,000	324,733	267	(2.1.1委託料から11,000円) 消耗品費 259,423 食糧費 65,310
					12 役務費	20,000	19,820	180	(2.1.1旅費から3,000円) 郵便料 19,820
					13 委託料	93,000	92,308	692	(2.1.1需用費へ 11,000円) 会議録作成委託 92,308
2 調査研究費	2,578,000	25,000	0	2,603,000			2,579,395	23,605	
					11 需用費	226,000	225,120	880	印刷製本費 225,120
					12 役務費	383,000	382,375	625	(2.2.1委託料から6,000円) 通信運搬料 382,375
					13 委託料	1,994,000	1,971,900	22,100	(2.2.1役務費へ 6,000円) 委託料 1,971,900
3 広報広聴費	1,053,000	-701,000	0	352,000			351,269	731	
					11 需用費	352,000	351,269	731	印刷製本費 351,269
3 予備費	300,000	0	0	300,000			0	300,000	
1 予備費	300,000	0	0	300,000			0	300,000	
1 予備費	300,000	0	0	300,000			0	300,000	
					予備費	300,000	0	300,000	予備費 0
計	15,004,000	-4,023,000	0	10,981,000			9,724,636	1,256,364	

収入済額 10,980,016円 - 支出済額 9,724,636円 = 差引残額 1,255,380円は、平成16年度への繰越金とする。

## 監査結果報告

平成15年度十勝中央合併協議会歳入歳出決算について、予算差引簿、歳入歳出簿、預金通帳並びに関係書類を十勝中央合併協議会事務局職員立ち会いの上、厳正なる監査を実施した結果、その処理が適正であることを認めます。

平成16年 4月28日

十勝中央合併協議会

会長 岡田 和夫 様

十勝中央合併協議会

監査委員(更別村) 柏木 孝

監査委員(忠類村) 大和田 仲善

協議第6号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li><li>2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。</li><li>3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</li></ol>	

協議第7号

補助金・交付金等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い
<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 3町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。</li><li>2 3町村において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。</li><li>3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。</li></ol>	

協議第8号

防災関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-2 防災関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 防災会議については、新町において設置する。</li><li>2 地域防災計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</li><li>3 相互応援協定等については、関係団体と協議のうえ新町において調整する。</li><li>4 防災行政無線については、現設備を新町に引き継ぐものとする。</li></ol>	

## 協議第9号

### 財産及び債務の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
<p>3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。</p>	

## 協議第10号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</li><li>2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</li><li>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。</li><li>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。</li></ol>	

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。</p>	

## 協議第12号

### 電算システムの取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-4 電算システムの取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。</li><li>2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。</li></ol>	

国民健康保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</li><li>3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。</li><li>4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。</li><li>5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</li><li>6 保健事業については、新町において調整する。</li><li>7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。</li></ol>	